

令和 8 年 8 月 3 0 日 執行 予定

綾部市議会議員一般選挙

出納責任者のしおり

綾部市選挙管理委員会

目 次

1	出納責任者の職務	1
2	出納責任者の選任手続等	1
3	届出前の出納の禁止	2
4	選挙運動に関する寄附の制限	2
5	選挙運動に関する支出金額の制限	3
6	支出最高額の確認	3
7	選挙運動費用と会計帳簿の備付け等	3
8	領収書の徴収及び保存	3
9	収支報告書の提出	3
10	収支報告書の作成要領	4
11	領収書の写しの作成	8
12	収支報告書の提出期限	8
13	収支報告書の提出先等	8
14	その他	8

凡 例

法	公職選挙法
令	公職選挙法施行令
市選管	綾部市選挙管理委員会

この「出納責任者のしおり」は、綾部市議会議員一般選挙のために、出納責任者として特に注意していただきたいことを抽出して記載したものです。

この他にも重要な事項が多数ありますので関係法令等について十分研究の上、誤りのないようにしてください。

出納責任者は、候補者の選挙運動費用の収支について一切の責任を負うべき人であり、費用面について全面的な責任と権限を持っています。

したがって費用は、原則として出納責任者でなければ支出することができません。ただし、次の場合は、出納責任者でなくとも支出することができるとされています。

- ① 立候補準備のために要した費用の支出
- ② 電話及びインターネット等を利用する方法による選挙運動に要した支出
- ③ 出納責任者から文書による承諾を得た者がする支出

この承諾は、包括的ではなく費目ごとに分割して承諾することを要します。

1 出納責任者の職務

- (1) 会計帳簿を作成して備え付け、選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入並びに支出を記載すること。
- (2) 選挙運動に関する全ての支出について、領収書その他の支出を証する書面を徴すること。
- (3) 選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入並びに支出の報告書を市選管に提出すること。
- (4) 寄附の明細書を受理すること。
- (5) 会計帳簿及び書類を報告書提出の日から3年間保存すること。
- (6) 立候補準備のために要した費用を精算し、会計帳簿に記載すること。

2 出納責任者の選任手続等

- (1) 出納責任者の選任

ア 選任

候補者は、出納責任者（1名）を置かなければなりません。次のいずれかの方法により定めることとなります。

- ① 候補者が選任する。
- ② 候補者が自ら出納責任者となる。
- ③ 推薦届出者（数人あるときはその代表者）が候補者の承諾を得て出納責任者を選任する。
- ④ 推薦届出者（数人あるときはその代表者）が候補者の承諾を得て自ら出納責任者となる。

イ 届出

出納責任者を選任したときは、選任者（自ら出納責任者となった者を含む。）は直ちに出納責任者選任届（2通）を市選管に提出してください。

推薦届出者が選任したときは、候補者の承諾書を、推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証する書面を添付してください。

(2) 出納責任者の異動

ア 解任、辞任

候補者は、文書で通知することにより出納責任者を解任することができます。出納責任者を選任した推薦届出者もまた候補者の承諾を得て解任することができます。出納責任者は、文書で候補者及び選任者に通知することによって、出納責任者を辞任することができます。

イ 届出

出納責任者に異動があったときは、直ちに「出納責任者異動届（2通）」を市選管に提出してください。なお、この届出書には、解任又は辞任による異動に関するものにはこの通知のあったことを証する書面（通知の写し）を、出納責任者を選任した推薦届出者がこれを解任した場合には併せてその解任について候補者の承諾のあったことを証する書面を添付してください。

出納責任者に事故があるとき又は欠けたときは、選任者が代わってその職務を行うこととなります。この場合には、選任の届出の例により職務代行者の届出をしてください。

3 届出前の出納の禁止

立候補の届出以降は、出納責任者の選任若しくは異動の届出又は職務代行者の届出がなされた後でないと、出納責任者（職務代行者を含む。）は、選挙運動のための寄附を受け、又は支出をすることができませんから注意してください。

なお、これらの届出を郵便で行う場合においては、引受時刻証明の取扱いで、これを郵便局に託したときをもって、届出があったものとみなされます。

4 選挙運動に関する寄附の制限

選挙運動に関する寄附とは、選挙運動に関してなされる金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいい、一般に陣中見舞と言われるものはこの寄附に当たります。

また、陣中見舞として候補者に飲食物を提供することは、原則として禁止されています。

選挙運動に関する寄附として受けることのできる総額には制限はありませんが、個々の寄附については、法及び政治資金規正法による制限を受けることとなります。

なお、政治資金規正法により、企業、労働組合その他の団体（親睦団体等全ての団体を含む。）は、政党及び政治資金団体以外の者に対して政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附ができないことになっていますので注意してください。

5 選挙運動に関する支出金額の制限

選挙運動に関する支出の金額は、候補者1人について、一定の方式により算出した額（法定制限額）を超えることができません。今回の選挙における法定制限額は、選挙の期日の告示の日に、市選管が告示することになっています。

$$\text{法定制限額} = \frac{\text{告示の日における選挙人名簿登録者総数}}{\text{議員の定数}} \times \text{人数割額} + \text{固定額}$$

(501円) (220万円)

※100円未満の端数は、100円とする。

6 支出最高額の確認

出納責任者の選任者は、文書で、出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともにこれに署名押印しなければなりません。

7 選挙運動費用と会計帳簿の備付け等

選挙の公正を確保しようとする趣旨から、出納責任者は、会計帳簿を備え付け、選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入並びに支出を記載しなければなりません。

なお、金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もった金額を記載してください。

8 領収書の徴収及び保存

出納責任者又は候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関する全ての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証する書面を徴しておかなければなりません。

また、これらの書面及び出納責任者が備えなければならない会計帳簿並びに出納責任者以外の者で、候補者のために選挙運動に関する寄附を受けたときに、出納責任者に提出しなければならない明細書は、収支報告書提出の日から3年間保存しなければなりません。

9 収支報告書の提出

出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附その他の収入及び支出に関する事項を記載した報告書をそれぞれ、次に掲げる期限までに市選管へ提出してください。

- (1) 選挙の期日の告示前まで、選挙の期日の告示の日から選挙の期日まで及び選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から15日以内に提出してください。
- (2) (1)の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内に提出してください。

なお、この収支報告書は、収入については寄附その他の収入の金額、年月日、寄附をした者の住所、氏名、職業などの記載が必要であり、支出については支出の金額、年月日及び支出の目的を記載し、かつ、領収書その他の支出を証する書面の写し（領収書その他の支出を証する書面を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面）を添付しなければなりません。

10 収支報告書の作成要領

収支報告書は、「選挙運動費用収支報告書」の用紙に会計帳簿に記載されている内容を転記することになりますが、次の記載上の注意事項及び別記「選挙運動費用収支報告書記載例」を参考にして作成してください。

(1) 記載上の注意事項

収入の部

ア 「収入」とは

- (ア) 金銭、物品その他の財産上の利益の収受
- (イ) 金銭、物品その他の財産上の利益の収受の承諾
- (ウ) 金銭、物品その他の財産上の利益の収受の約束

をいい、通常「収入」という言葉の意味よりも広い意味ですので、注意してください。

※ 収入となるのは、必ずしも有体物に限っていませんから、電気、ガス、水道等を無料で使用したときや、債務の免除、金銭や物品の貸与、労務の無償提供等も財産上の利益となります。

なお、供託物が没収されなかった候補者についての選挙運動用自動車の使用費、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラ作成費の公費負担分は、綾部市が直接契約業者等に支払いますので、収入には計上しないでください。ただし、参考欄に記載することができます。

イ 「月日」の欄には、

実際に収入のあった日を記載しますが、寄附の約束の場合には、その約束のあった日を記載します。例えば、立候補の届出日において、選挙運動の期間中労務を無償提供する約束があれば、当該約束の日に全期間に相当する金額の寄附があったものとして、当該立候補の届出日を記載します。

また、選挙事務所を何日から何日まで無償で借りる約束があった場合にも、その約束のあった日に当該日数に相当する寄附があったものとして、当該約束の日を記載することとなります。

ウ 「金額又は見積額」の欄には、

金銭の収入の場合にはその金額を、金銭以外の収入（例えば、労務、選挙事務所又は拡声機の無償提供）の場合にはそれを時価（その時期及び場所等における価格）に見積もった額を記載します。

エ 「種別」の欄には、

「寄附」又は「その他の収入」に区分し、「寄附」は、金銭及び金銭以外の寄附（例えば、労務の無償提供、選挙事務所の無償提供等）の全てを、「その他の収入」は、候補者の自己資金及び借入金等寄附以外のもの全てを記載してください。

オ 「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄には、

金銭以外の収入を時価に見積もった場合の単価、数量等を具体的に記載してください。なお、原則として飲食物の提供はできませんが、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子については提供することができますので、陣中見舞等として菓子の提供を受けた場

合には、時価に見積もった金額を寄附として記載するとともに、更に、これを運動員等に提供した場合は、支出として記載しなければなりません。

カ 「備考」の欄には、

金銭以外の収入について、その品目、数量等を記載してください。

キ 1件10,000円以下の収入については、1件ごとに記載する必要はなく、その種別ごとに各収入日における合計額を一つの欄に記載してください。

なお、寄附については、1件10,000円以下のものについても、必要に応じて各件ごとに記載して差し支えありません。

ク 選挙運動に関するものであれば、選挙期日の告示の前後を問わず、月日を追って記載してください。

支出の部

ア 「支出」とは

(ア) 金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付

(イ) 金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束

をいい、「収入」の場合と同様、通常用いられる言葉の意味よりも広い意味ですので、注意してください。

イ 選挙運動に関するものであれば、選挙期日の告示の前後を問わず、次の費目順に費目ごとに月日を追って記載し、各費目の小計を記載してください。

ウ 支出費目

(ア) 人件費

労務者及び選挙運動のために使用した事務員等に対する報酬のことです。これらの人に対して支給した交通費、食糧費等は、それぞれ支出費目の交通費、食糧費等であって、人件費には含まれません。

(注) 候補者 自己の選挙であるため人件費には含まれません。

運動員 実費弁償（交通費、宿泊料、弁当料、茶菓料）に限って支給されるので人件費には含まれません。

事務員等 報酬 基本日額 事務員 1日 15,000円以内

車上運動員 1日 20,000円以内

手話通訳者 1日 20,000円以内

要約筆記者 1日 20,000円以内

期間 届出の日から選挙の期日の前日まで

人数制限 1日9人、異なる者の使用は期間内で45人まで

※ 事務員等を使用する前に、あらかじめ市選管へ届け出なければなりません。

労務者 報酬 基本日額 1日 10,000円以内

超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内

(イ) **家屋費**

選挙事務所費と集合会場費とに区分してください。

選挙事務所費は、事務所自体と机などの備品の借上料及び電話架設費用等

集合会場費は、備品の借上げを含んだ個人演説会場の借上料等

(注) 候補者の自宅を選挙事務所にした場合は、その借上料はこの費用に含まれません。

(ウ) **通信費**

電話機の借上料及び電話料、事務連絡用の郵便料及び電報料等（選挙運動用通常葉書については、郵便料は無料となりますので、通信費には含まれません。）

(注) NTT西日本株式会社では、臨時電話を架設する際、電話架設費のほかに電話1本につき保証金を徴収し、期間終了後直ちに全額返還する取扱いをしていますが、この場合は、その保証金は選挙運動に要した支出として会計帳簿に記載する必要はありません。

しかし、この保証金返還の際、通信料、基本料等が精算される場合がありますが、このときは、通信料、基本料等を通信費に計上しなければならないので注意してください。

(エ) **交通費**

事務連絡用のタクシー代、選挙運動員、事務員、労務者等に対して実費弁償した交通費等

(注) ① 運動員等が友人等の好意で無料で自動車に乗せてもらった場合には、時価に見積もった額を寄附及び支出として収支の中に計上しなければなりません。

② 候補者の交通費は、選挙運動の費用には算入されませんので、候補者と運動員がタクシーを利用した場合は、運動員は便乗したものと解されますので、費用に算入する必要はありません。

③ 選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出（例えば、借上料、ガソリン代、オイル代、修繕代、タイヤ代、運転手の雇料、超過勤務手当、宿泊料及び食事料）は、選挙運動のための支出とみなされませんから、ここに記載する必要はありません。

(オ) **印刷費**

選挙運動のために使用するポスター、ビラ及び葉書の印刷費等

(注) 供託物が、没収されなかった候補者は、選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラの作成費は一定額公費負担しますが、支出として計上してください。

(カ) **広告費**

選挙事務所及び選挙運動用自動車等に掲示する立札、看板、ちょうちん等の作成費、拡声機の借上料等

(キ) **文具費**

紙、ペンその他選挙運動のために使用した消耗品等

(ク) **食糧費**

湯茶及びこれに伴い通常用いられている程度の菓子に要する経費、法律で認められた運動員及び労務者に対し選挙事務所において提供する弁当に要する経費、実費弁償として支給した茶菓料及び弁当料等

(ケ) **宿泊費**

休憩及び宿泊に要した費用等

(コ) **雑 費**

(ア)～(ケ)以外の諸費で、ガス、水道、電気代等の光熱水費等

このほか、例えば、看板等を作成する場合、業者に請け負わせたときは、広告費に入りますが、労務者を雇い材料を提供して作成したときは、労務者の費用は人件費に、ペンキ代等は文具費に、木材等の材料費は雑費として計上してください。

エ **選挙運動費用に算入されないもの**

(ア) 立候補準備のために要した支出のうちで、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

(イ) 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

(ウ) 候補者が乗用する自動車等のために要した支出

(エ) 法定の選挙運動用自動車を使用するために要した支出（拡声機の借上料及び選挙運動用自動車に取り付けて使用する文書図画に要する費用を除く。）

(オ) 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

(カ) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

(キ) 供託金

オ **「月日」欄には、**

支出の約束をした場合には、その約束の日（例えば、選挙事務所の借上げについては、その所有者と借上契約をした月日、ポスターの印刷については、印刷業者に対して発注した月日）、それ以外の場合は、実際に支出した日を記載してください。

したがって、領収書の写しの日付と一致しなくても差し支えありませんが、備考欄に領収日を記載してください。

カ **「区分」欄には、**

立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用に区分し、費目ごとの小計にこの内訳を記載してください。

立候補準備のために要した支出とは、立候補届出以前において選挙運動又は立候補の準備に関してなされた支出のことです。

例えば、選挙事務所の借上契約、看板等の作成、演説会場の借上契約、ポスター等の印刷作成などがこれに該当します。

キ **「支出の目的」欄には、**

その科目について具体的に（例えば、事務員報酬、労務者報酬、ポスター印刷等）記載してください。

ク 「金銭以外の支出の見積の根拠」欄には、

労務、物品等の無償提供を受けたものについて、その見積の数量、単価等を記載してください。

ケ 「備考」欄には、

支出の約束をしたものについて、その旨及び履行の有無並びに年月日、更に支出額又は支出の約束をしたものの見積額の明細を記載してください。

1 1 領収書の写しの作成

- (1) 全ての支出について必ず領収書の写しを作成し、提出しなければなりません。
- (2) 領収書の原本は、出納責任者のもとで、会計帳簿とともに報告書提出の日から3年間保存しなければなりませんので、必ず写しを作成してください。
- (3) 領収書の写しの作成は、領収書の原本を複写するか、又は市販の領収書用紙に領収書原本を転記し、収支報告書の支出費目別の記載順序により収支報告書とは別にまとめて綴ってください。

なお、領収書等を徴し難い事情があったもの（例えば、鉄道運賃等通常領収書を発行しないもの、公費負担に係る選挙運動用ポスターの作成費又は労務の無償提供等事実上領収書をとることが不可能なもの）については、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」の用紙に記載し、支出の全てが「領収書の写し」又は「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」に必ず記載されていなければなりません。

1 2 収支報告書の提出期限

選挙期日の告示の日までになされた収支と、選挙運動期間中及び選挙期日から収支報告書の提出日までになされた収支を併せて精算し、選挙の期日から15日以内（令和8年9月14日午後5時まで）に第1回分を提出してください。

また、第1回の精算提出後になされた収支については、その収支がなされた日から7日以内に精算し、報告書を提出してください。

なお、提出日時を事前にご連絡いただきますようご協力をお願いいたします。

1 3 収支報告書の提出先等

- (1) 提出先 綾部市若竹町8番地の1
綾部市選挙管理委員会 電話 0773-42-4229（直通）
- (2) 提出部数 2部（1部は受付印を押してお返しします。）

1 4 その他

出納責任者は、この報告書の提出を怠り、これに虚偽の記載をしたときは、法第246条により3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金の刑に処せられますので、必ず期限内に提出してください。

なお、このほか、収支報告書作成上疑問がありましたら市選管までお問い合わせください。